

農林土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第5条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第6条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第7条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第9条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

（本工事の特記仕様事項）

第10条 本工事における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

その他特記仕様書

(別紙)

第1章 工事内容

1-1 目的

本工事仕様書は、恵美寿排水機場における機械設備を補修することにより、施設の機能保全を図るものとする。

1-2 工事場所

徳島県鳴門市里浦町恵美寿

1-3 工事の概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 2号空気槽	1.0 台	更新整備
(2) 2号空気圧縮機	1.0 台	更新整備
(3) 直流電源盤	1.0 面	更新整備

1-4 工事数量

本仕様書による（別添図面参照）。なお、下記に示す機械設備等は本工事の範囲外とする。

- (1) 前項に示す排水機設備以外
- (2) 排水機場の冷却水槽工事及び建屋工事
- (3) 仮締切工事及び水替工事
ただし、局所的な水替は請負者が行うものとする。
- (4) コンクリート建造物の箱抜き工事
ただし、差筋及び二次コンクリート工事、アンカーボルト等のモルタル充填は含むものとする。
- (5) 照明設備及び換気扇並びに配線工事（建築関係設備）
- (6) 責任分界点までの引込み外線工事

1-5 現場条件

- (1) 関係機関との調整
関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

1-6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

- (1) 承認図書 提出部数 1部（A4サイズ）。
- (2) 完成図書 提出部数 2部（A4サイズ）。
- (3) その他協議資料等 監督職員の指示によるものとする。

1-7 工事電力等

本工事に要する電力料金は、請負者の負担とする。

第2章 設計仕様

2-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2-2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 施設機械工事等共通仕様書 | (農林水産省農村振興局) |
| (2) 土地改良事業計画設計基準 (ポンプ場) | (農林水産省農村振興局) |
| (3) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省農村振興局) |
| (4) 電気設備計画設計技術指針 (高低圧編) | (農林水産省農村振興局) |
| (5) 水管理制御方式技術指針 (ポンプ場編、畑地かんがい編) | (農林水産省農村振興局) |
| (6) 日本工業規格 (JIS) | (日本規格協会) |
| (7) 電気規格調査会標準規格 (JEC) | (電気学会) |
| (8) 日本電機工業会標準規格 (JEM) | (日本電気工業会) |
| (9) 労働安全衛生規則 | |
| (10) その他関係法規、条例等 | |

2-3 設計諸元

(1) 直流電源盤

1) 整備内容

更新整備 N=1面

2) 機器仕様

項 目	仕 様
(1) 構 造	屋内鋼板製自立閉鎖形
(2) 規 格	JIS, JEC, JEM
(3) 数 量	1 面
(4) 盤面取付器具	① 名称銘板 1 式
	② 電圧計 1 台
	③ 電流計 2 台
	④ 集合型表示器 1 式
	⑤ 電圧計切替開閉器 1 台
	⑥ 押釦開閉器 (ランプテスト、警報停止、表示復帰) 1 式
	⑦ その他必要なもの 1 式

(5) 盤面収納器具	① 充電器	DC100V 15A	1台
	② 負荷電圧補償器	10A	1台
	③ 配線用遮断器	3P 50AF	1台
	④ 配線用遮断器	2P 50AF	4台
	⑤ 据置鉛蓄電池（長寿命）	50Ah/10HR 54セル	1式
	⑥ 補助継電器		1式
	⑦ 限時継電器		1式
	⑧ 盤内照明灯(LED)及びドアスイッチ		1式
	⑨ 端子台及び内部配線		1式
	⑩ その他必要なもの		1式

(1) 2号空気槽

- 1) 整備内容
更新整備 N=1台

2) 機器仕様

項目	仕様
(1) 型式	立置円筒二連式
(2) 容量	100ℓ/本
(3) 常用圧力	3.0Mpa
(4) 数量	1台 (100ℓ×2)

(1) 2号空気圧縮機

- 1) 整備内容
更新整備 N=1台

2) 機器仕様

項目	仕様
(1) 型式	空冷二段圧縮方式
(2) 吐出圧力	2.94Mpa
(3) 吐出量	8m ³ /h
(4) 電動機	3φ、AC200V、2.2Kw、60Hz、1800min ⁻¹
(4) 数量	1台

2-4

塗装仕様

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

(1) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。

(2) 現場塗装は原則として、補修及びタッチアップのみとする。

現地接合部の塗装は、工場塗装と同種類の塗装とするが刷毛塗りが原則である。

2-5

疑義

設計に当たり本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、直ちに監督員と協議し、指示を得なければならない。

第3章

3-1 施工条件

工程制限

(1) 工種

該当無し

(2) 部分引渡し

該当無し

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査合格の後とする。

第4章 仮設

4-1 任意仮設

特になし

第5章 貸与する施設等

該当なし

第6章

外注品

J I S 又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

第7章

7-1 機械設備据付・撤去工事

一般事項

- (1) き、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工のなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- (2) この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。
 - 1) 工場検査(本工事においては、単体部品が対象のため性能証明書等の提出により確認する。)
該当工種 2号空気槽・2号空気圧縮機・直流電源盤
 - 2) 現地検査
 - ・ 材料検査
 - ・ 据付・撤去状況
 - ・ 運転時該当工種 2号空気槽・2号空気圧縮機・直流電源盤

(運転時の検測、確認は8-2(1)も参照)
- (3) 破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。
- (4) 各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。
- (5) 配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。
- (6) 据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

第8章 施工管理

8-1

施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和4年度）及び徳島県農林土

8-2 木工事施工管理基準（令和6年12月）に準拠し、施工管理するものとする。

試運転

- (1) 据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。
異常がある場合、監督員と協議することとする。

8-3

写真管理基準

- (1) 工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

- (2) 撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

8-4

その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認めれる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。